

令和7年度学校DX推進支援事業 業務委託仕様書

1 業務名 令和7年度学校DX推進支援事業業務委託

2 履行期間 契約締結の日から令和8年3月17日（火）まで

3 業務の目的

ICT教育のさらなる推進を図ることで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた、県内公立小中学校等教員や各市町教育委員会指導主事の資質の向上を図ることを目的とする。

4 業務内容

(1) 三重県1人1台端末利活用方針の事例集とリーフレット作成

利活用方針（第2章までは策定済）第3章として、本方針第2章の各項目に対応した事例集を作成するとともに、本方針第1章から第3章の概要をリーフレットにまとめ、市町等教育委員会を通じて、県内公立小中学校等に配付する。

・第3章に記載する事例（案）は、以下の各項目とする。

第3章 ICT 端末活用事例（案）

1 学習における活用

(1) 3つの力を育む学びの姿と1人1台端末の利活用

- ① 個別最適な学び（自立）（創造）
- ② 課題解決に向けた協働的な学び（共生）
- ③ 新たな価値を創造し、表現・発信する学び（創造）
- ④ 児童生徒の発想による新たな活用方法を用いた学び（創造）
- ⑤ 時間・距離を超えた学び（自立）（共生）

(2) 誰もが安心して学べる教育のための1人1台端末の利活用

- ① 特別な支援を必要とする児童生徒の学び（自立）（共生）
- ② 外国人児童生徒の学び（自立）（共生）
- ③ 不登校の児童生徒の学び（自立）（共生）
- ④ 病気療養により通学できない児童生徒の学び（自立）（共生）

(3) 教員が授業準備する際の1人1台端末の利活用

- ① 授業構想
- ② クラウドを活用した教材等の共有（創造）

(4) 1人1台端末を利活用する際の留意事項

- ① 情報活用能力の育成
- ② 生成AI
- ③ 心身の健康管理
- ④ 1人1台端末の適切な管理

2 校務等における活用

(1) 児童生徒の出欠、健康状態、成績等の把握における活用

(2) 校内における会議や研修会等における活用

(3) 各種アンケートにおける活用

(4) 保護者との連絡における活用

(5) 学校運営における非常時、災害時の活用

- ・リーフレットは、A4カラー8ページとし、本方針の概要を明確に示し、デザインするものとする。
- ・リーフレットは、3,500部程度印刷のうえ、各市町等教育委員会への配送も行う。
- ・事例の具体的な内容にあたっては、県と十分に協議する。

(2) 1人1台端末の効果的な利活用に向けた教員のスキルアップ支援

① 1人1台端末を活用した授業改善プロジェクトの実施

利活用方針に基づき、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICT端末等の効果的な利活用の推進に意欲を持った公立小中学校等の教員等に対し、1人1台端末を活用した実践研修や先進的な取組から授業改善を学ぶ機会を実施する。

ア 業務内容・回数等

<授業改善講座>

- ・全国的に著名な実践家や大学教授等を講師として、授業等でICT端末を効果的に活用する授業改善講座を全5回程度、企画・運営する。
(例：先進的な事例の提示、授業デザイン研修、3OSのレベルに応じた研修等)

<先進校視察>

- ・他県の事例から、ICTの効果的な利活用を学ぶために先進校視察を、3回程度実施する。

<公開授業研修会実施支援>

- ・ICT端末等の効果的な利活用の推進に意欲を持つ公立小中学校等教員が実施する公開授業研修会に向けた授業づくりを支援する。
- ・公開授業研修会に向けた指導案検討会に、現地での対面及び遠隔会議等を通じて、ICT教育に精通した有識者を派遣する。
- ・指導案検討会には、ICT端末等の効果的な利活用の推進に意欲を持つ他の教員が参加し、教員同士が交流できる機会を設ける。
- ・公開授業研修会の発表内容を動画やレポート等に整理し、県内に周知する。
- ・その他、具体的な支援にあたっては、県と十分に協議する。

イ 対象

- ・授業改善講座：小・中学校等教員、ICT支援員等（60名程度）
- ・先進校視察：小・中学校等教員、ICT支援員等（60名程度）
- ・公開授業研修会実施支援：小・中学校等教員（公開授業を行うのは各1名）

② 令和7年度ICT教育実践交流会の開催

県内各小中学校等の教員や各市町関係者を対象に、ICT機器を効果的に用いた児童生徒の学びの深化を図ることを目的として、ICT教育実践交流会を開催する。

ア 業務内容等

- ・交流会の内容は、実践発表者による発表のほか、上記目的達成に資する内容となるよう県と連携の上、工夫すること。また、県内の教育委員会の指導主事や小中学校等の教職員、ICT支援員等が幅広く傍聴することができるよう工夫する。
- ・実践発表に対する講評を行う者を招聘し、報償費・旅費（オンラインの場合を除く。）については委託に含む。
- ・実践発表者（報償費・旅費は委託費に含めない）は、県と連携のうえ各市町を通じ、県内の小中学校等から募集して選定する。
- ・交流会終了後、動画の編集・作成、またそれらをオンデマンドで活用できるICT環境整備等の提供や開催レポートを作成する。
- ・その他、交流会の具体的な内容については、県と十分に協議する。

イ 開催時期・回数

年間1回程度開催とし、開催日程等については県と協議して決定する。

ウ 対象

・小・中学校等教員、ICT支援員、各市町等教育委員会情報担当指導主事等

(3) 各市町教育委員会等の情報担当者のネットワークづくり

各市町教育委員会等の担当者が、ICT端末等の利活用推進やICTを活用した校務支援について情報交換を行う会の開催支援を行うとともに、情報交換を行うためのプラットフォームを構築する。

ア 業務内容等

＜情報交換会の開催＞

- ・県が企画する情報交換会が充実した内容となるよう、県と連携の上、全国の事例調査や情報提供等の支援を行う。
- ・日程調整や参加者への連絡や日程調整等に関する運営支援を行う。

＜プラットフォームの構築＞

- ・各市町教育委員会等の担当者が、共有ドライブで互いに作成した資料を閲覧したり、チャット等で情報交換を行ったりすることができるプラットフォームを構築する。

イ 開催時期・回数

情報交換会は年間4回程度とし、日程等については県と協議して決定する。

ウ 対象

各市町教育委員会情報担当指導主事、県教育支援事務所の担当者

(4) アドバイザー派遣業務

各市町や各小中学校等を対象に、学習におけるICT端末等の効果的な利活用及び安心・安全な学校ICT環境整備等の充実を図る助言を行うため、アドバイザーを派遣する。

ア 業務内容

- ・アドバイザーは、コンテンツアドバイザーとICT環境整備（セキュリティ分野）アドバイザーとして、県が指定するアドバイザー（3名程度）に加え、受託者が独自にアドバイザーを選定することは差し支えないものとする。
- ・コンテンツアドバイザーは、授業におけるICT端末等の効果的な活用についての指導・助言を行う。
- ・ICT環境整備（セキュリティ分野）アドバイザーは、学校内システムのセキュリティ構築及び情報セキュリティポリシーの策定に関する支援・助言等、安心・安全なICT環境の整備に関する指導・助言を行う。
- ・各市町からの要請に応じて派遣することとし、ヒアリング等を実施し、当該市町が抱える課題を的確に把握するとともに、その課題解決に向けた具体的な対応策の提示を行う。
- ・必要に応じて、市町等教育委員会が域内の教員等を対象として行う研修会等の企画・運営支援を行う。（例：校内や市町等の研修で活用できる研修パッケージ

ジ、研修動画の編集・作成、またそれらをオンデマンドで活用できるICT環境整備等の提供等)

- ・各市町からの派遣要請の受付窓口（メールアドレス）を設定し、市町、アドバイザーとの日程調整、依頼文書の発出、及び実績の確認を行う。
- ・アドバイザーへの報償費・旅費（オンラインの場合を除く）については委託料に含み、事前の資料作成等に要する時間や会場への移動時間は対象外とする。
- ・派遣回数は20回程度とする。

イ 対象

各市町等教育委員会
県内公立小中学校等

(5) 事業報告書の作成

本事業の成果等について「事業報告書」を作成し、令和8年3月17日(火)までに、紙ベース及び電子データ（ワード・エクセル形式。写真等の場合はPDFも可。動画の場合はmp4形式）を保存したCD（DVD）-ROMを提出すること。

なお、レポートの内容は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県教育委員会が指示するものとする。

- ・ICT端末等を活用した授業改善講座の内容をまとめたもの
- ・校内や市町等で行った研修パッケージの内容をまとめたもの
- ・アドバイザーの派遣件数及び内容
- ・ICT教育実践交流会の開催状況（交流会の内容、参加者数等）
- ・本事業の取組全体をまとめたもの
- ・経費内訳書

5 契約上限額

金9,999,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 業務進捗及び業務報告について

委託業務の実施にあたっては、当初に実施計画書を作成し、月単位の活動報告として「業務報告書」（様式任意）を翌月の10日まで（ただし、令和8年3月分は不要）に県へ提出する。また、事業進捗状況や業務内容等に関する県との打合せを、少なくとも月1回以上実施する。

「業務報告書」の記載項目は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県が指示するものとする。

- ・ICT端末等を活用した授業改善講座の進捗状況
- ・各市町教育委員会等への支援件数及び内容
- ・アドバイザーの派遣件数及び内容

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び補助員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び補助員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。
連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 特記事項等

- (1) 受託者は、業務執行に当たっては、総括責任者及び各業務行程別に責任者を定め、三重県に届出しなくてはならない。また、貸与する資料及び成果物等の管理に万全を期さなければならない。
- (2) 受託者は、貸与する各種資料については、紛失及び破損のないよう万全を期さなければならない。
- (3) 受託者は、貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより行程、納期に遅れる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (6) 受託者が（5）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。
- (8) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県教育委員会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県と協議すること。
- (2) 当該企画提案コンペに係る選定の効果は、予算発効時において生じる。